平成２９年（フ）第６２７２号
神奈川県横浜市港北区日吉４丁目11－１－103
債務者　浅野　大翔
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２７３号
東京都目黒区目黒１丁目19－４－105
債務者　八代　富子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２７５号
東京都府中市若松町２丁目26－23　アウリィⅡ102
債務者　實田　有希
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２８６号
東京都渋谷区本町６丁目３－４－207
債務者　飛石　将秀
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２８８号
東京都府中市宮西町３丁目５－７　サンケンパレス府中宮西パートⅡ301
債務者　中村　和正
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９３号
東京都葛飾区小菅３丁目10－13　レオパレスM．K101号
債務者　中村　勝俊
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９４号
東京都新宿区高田馬場１丁目４－26－107
債務者　伊藤　　一
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９５号
東京都練馬区向山１丁目14－６　向山アパートメント１－D
債務者　藤村　隆芳
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９６号
埼玉県新座市菅沢２丁目10－14－105
債務者　吉見　祥吾
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９７号
東京都台東区清川２－15－６－102、住民票上の住所東京都台東区清川２丁目15－６
債務者　山田　　仁
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４号
岡山市南区大福442番地６
債務者　守屋　誠貢
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８号
静岡県浜松市東区天王町1337番地の１　マンションカメリアⅢ　102
債務者　阿隅布美子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
静岡県浜松市中区神田町282番地エマージュⅡ307、前住所大阪府池田市満寿美町６番８号７号
債務者　魚住　　裕
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
静岡県浜松市東区北島町554番地
債務者　内山　信之
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６２７８号
東京都足立区千住元町16－20－103
債務者　倉持　　彩
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部